

証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例

【証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例】について、7・8月分より適用条件等に変更があります。

- ※ 特例制度を利用する場合は、「東京都中小企業者等月次支援給付金 証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例【申請書類及び制度の内容】」（以下、「特例冊子（別冊）」とする。）及び下記の変更点をご確認ください。
- ※ 7・8月分を申請する場合、特例冊子（別冊）に記載されている【申請受付要項】は、「東京都中小企業者等月次支援給付金【申請受付要項】7・8月分」の内容と読み替えて準用します。
- ※ 【証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例】を利用する場合、審査に時間を要するため、支給までにお時間を頂くことがあります。

●適用条件（一例）

- ・下記のとおり変更する。

変更後	～と比べて 30%以上減少 している、又は、 酒類販売事業者 として申請する場合で、 7・8月分の申請 において、申請の対象としようとする令和3年の月の 前月から2ヶ月連続して15%以上減少 している。
-----	--

●提出書類（一例）

- ・下記のとおり変更する。

変更後	3	令和3年の対象月の売上台帳等の写し ※ 7・8月分の申請において、酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の支給又は業種を問わず月間売上減少率が2ヶ月連続で30%以上の支給を申請する場合、令和3年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出する。ただし、以前の申請で前月の売上台帳等を既に提出している場合は、省略可とする。
-----	----------	--

●申請書（一例）

- ・下記の条件に該当する場合、前月の月間売上額の減少状況等を記入する。
 - ※ ただし、**前月分の都の月次支援給付金を申請している場合は省略可**とする。
 - ① 酒類販売事業者で、月間売上減少率が15%以上30%未満であり、前月の月間売上減少率も15%以上の場合
 - ② 月間売上減少率が30%以上50%未満で、前月の月間売上減少率も30%以上の場合

➔ 申請する場合は、

- ・ 特例申請書をポータルサイトからダウンロードする。
- ・ 特例冊子（別冊）の申請書と併せて、下記の【前月の月間売上額の減少状況】を複写し、必要事項を記入の上、添付する。

【前月の月間売上額の減少状況】			
基準年	平成	令和	年
基準月前月の月間売上額			円
対象月前月の月間売上額			円
前月の月間売上減少額			円
前月の月間売上減少率 (小数点第2位を切り捨て)			%

※ 申請書様式第 1-3 号から第 1-5 号については、「前月の月間売上額」を「前月の月間の寄附金等及び事業収益の合計額」と読み替えて準用する。



7・8月分の特例申請の申請開始は 10月以降を予定しています。変更点などの詳細につきましては、特例の申請開始日以降にコールセンターにご確認ください。